

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 28 日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520671

研究課題名（和文） 近世賤民制解体過程の研究－畿内・近国を中心に－

研究課題名（英文） A study on the history about the outcaste abolition in the early modern period -with a focus on the "Kinai" districts and its neighboring countries-

研究代表者

藤本 清二郎 (FUJIMOTO SEIJIRO)

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：40127428

研究成果の概要（和文）：

本研究では、紀伊藩のかわた身分について、19 世紀前半期に個別共同体や広域仲間の変化、領主御用（役負担）の拡大や風俗統制の強化の過程を分析した。一面では、身分秩序が強調され、かわた身分への統制が強化されたが、同時に、社会に商品生産が浸透し、広範に無宿層（集団からの逸脱者、軽犯罪予備軍）が生み出されるという現象が見られ、身分社会の基盤が大きく崩壊した。これは近世賤民制の解体過程である。

研究成果の概要（英文）：

In this study, I have analyzed a historical transformation process of the "Kawatamura" ("Kawata" villages) and their community of the outcaste (humble birth) on the territory of the "Kii-Tokugawahann" during the first half of the 19th century, particularly the historical changing process of the "Kawatamura" and their community in the Kinokawa valley, the increase of the services ("Yaku"), and the reinforcement of the regulation to "Kawata" people behavior.

During the first half of the 19th century, the load of the "Kii-Tokugawahann" emphasized the keeping order about outcaste, because a commercial production has been growing in the Kinokawa valley including the "Kawatamura" and their community, a large number of "Musyuku" (outsiders or potential criminals) has been created, the ruin people, the reserve of the wrongdoer. That social phenomenon was brought by breakdown and of the base of the feudalism, and the "Kawatamura" and their community in the early modern period of Japan.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2010年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2012年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| | | | |
| 総計 | 1,700,000 | 510,000 | 2,210,000 |

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、日本史

キーワード：日本近世史、紀伊徳川藩、かわた、賤民、牢番頭仲間、召取役、無宿、惣廻り非人番

1. 研究開始当初の背景

近世の賤民制研究では賤民を含む身分的周縁（周縁の身分）研究が盛んであったが、近世藩権力との関係がとくに深いかわた（穢多）身分の研究は停滞傾向にあった。また対象を一定地域、又は一つの藩、あるいは集団についてモノグラフは史料制約もあり充分ではなかった。和歌山で城下町隣接の「城付かわた村」の頭家に伝存された牢番頭文書があり、30年前からその翻刻を進めていたが、写真撮影で約1万2000コマあった。一部の史料は民間団体に活字化（出版）が着手されていたが、全体から見るといまだその一部であった。成立期（戦国期から近世初期）および18世紀の前半期については既に本格的に研究を進めていたが、18世紀後半期～19世紀半ば（近世中後期）については見通しが立っていなかった。畿内に属する山城国・大和国・近江国等では賤民制の概要や諸現象（諸動向）は捉えられていたが、賤民制の歴史展開の動向は解明されていなかった。その中で摂津国・和泉国については『大阪の部落史』編纂事業が進み、刊行作業・通史叙述が終盤を迎えつつあった。また和泉国については筆者の研究の他、大量のまとまった史料群を使用し、研究することのできる南王子村が研究されはじめていたが、未だ成果は一部発表に留まっていた。

2. 研究の目的

研究の目的は、形成過程、構造研究についてある程度の成果を発表し、一定の見通しを得ていたため、近代の社会問題（部落問題）につながる、近世中後期から近代にかけての変化の事実を確定し、諸事象を位置づけ、近世賤民制の解体過程の特質を解明することにある。ことに摂津国・和泉国を対象とした先行研究、同時進行の諸研究と比較できる紀伊国・紀州徳川藩領、城下を含む紀の川筋地域を対象とした具体的歴史像を提供することが目的である。

3. 研究の方法

すでに知られた牢番頭家文書（かわた身分頭仲間家に伝えられた文書群）や関連文書の解読はもとより、非公刊の関連資料を博捜し、これらを解読し、電子データ化する。共同体・役負担・風俗統制という柱にしたがって、18世紀末頃から19世紀中葉期にかけての変化を分析し、総合して、近世賤民制が解体する過程を歴史具体的に把握する。

4. 研究成果

(1) 個別の集団（かわた村）内の動向－経済構造の変化－

和歌山城下の城付かわた村（岡嶋かわた村、以下岡嶋村と表記）では17世紀を通じて人口が拡大し、人別改め等の統治業務遂行のため、正徳6年（1716）よりは牢番頭仲間の一員が庄屋（納庄屋）任命された。同村には、百姓村のような村民全体を覆う生産共同体は存在せず、同村は畑地農業、その他の諸稼ぎに従事する住民の生活共同体が存在した。18世紀以降同村には、生活共同体に対する領主支配と領主御用（役負担）を実現するために頭仲間（地縁的血縁的集団、庄屋を含む）と組頭中間「村役人」が存在し、対極に一般の小前層（一般村民）が存在した。享保20（1735）には小前層が頭仲間・庄屋の頭支配および村政を越訴するというように村内矛盾、対立が存在した。

同村の18世紀初めから明治維新期に掛けての人口・戸数は元禄16年（1703）1315人、天明8年（1788）295軒・1475人、天保9年（1838）、537軒・2324人、幕末期（年不詳）4597人というように、人口で3～4倍化という著しい増加がみられた。なお、18世紀前半期は自然災害や飢饉で停滞したが、19世紀前半期には急膨張した。天明8年段階で約4割（111軒）が借家層で、その後借家層が増加し、行政的には村であったが、19世紀には都市的な性格をいっそう強めていた。

人口増を支える地域の経済については、18世紀を通じて村領東側の和歌川の対岸地域の開発（出作）が顕著となり、村民が移住し、出村が生じた。同時に周辺村への小作も活発であった。この点でも岡嶋村の経済活動は当初のかわた村領内に留まらず、拡張現象が見られた。自村・出村ともに畑地が主要部分を占めたが、18、19世紀になると土地の性格に応じて綿作が広範囲に展開した。水懸りの少ない畑地農業で、紀ノ川河口平野の共通した特徴であった。19世紀の頭仲間助左衛門家の経営帳簿によると、同家は周辺の畑作農民、岡嶋村はもとより、河口平野に存在するかわた村に対して干鰯等の肥料を供給している（卸商業、広域かわた村ネットワークの新しい基盤形成）。同時に綿の集荷を担っている（仲買商人）。また寺領に属するかわた村へ糸繰り・染色を依頼している。残存史料が少ないため綿作－糸繰り等の分業体系は未詳であるが、明らかにかわた村にも商品経済は浸透し、かわた村においても紀ノ川河口地域の経済動向と同じ動向がみられた。また19世紀には同家の金融業・質屋業に村民は大きく依存し、村民の多くが同家の金融網の中にあ

った（縦の金融）。かわた村内では頼母子講（横の金融）が盛んであったが、両者が併存していた。これらの経済構造・経済矛盾が村方騒動の背景にあった。

（2）村政の変化と藩政

文化6年（1809）11月、勘定奉行の指示により牢番頭仲間が勤める庄屋役が廃止され、兼帯庄屋（隣村庄屋）一かわた村肝煎という枝郷統治となり、郡奉行一大庄屋の管轄が強化された。牢番頭仲間の村政への影響排除、頭支配の否定である。この庄屋廃止の直前、文化6年3月に「牢番頭系図」が作成され、町奉行所に提出されているが、これは牢番頭の「血脈」＝種姓を強調し、地位を確保しようとする働きかけであった。

頭仲間の権威・地位、村政支配が制限されたのに対し、牢番頭は町奉行所に働きかけ、庄屋復活を訴願し、評定所で吟味されたが、結局庄屋廃止の撤回は認められなかった。しかし、巻き返しの結果、評定所では町奉行所から村方（村民一般および組頭層）に、頭は村方小前出身ではなく、小前層は牢番頭の手下であること、牢番頭は小前層と「素性」（種姓、出自）が異なることを明示した「口達」（通知）が触れだされた。

これは勘定奉行一代官一大庄屋兼帯庄屋一肝煎（組頭層）という新たな村政支配のあり方へと進展したことを示すと同時に、藩政の一部として、かわた身分の集団内部において牢番頭仲間の素性（種姓）を重視し、村民を手下であると認定したが、これは旧来の社会秩序を政治権力が追認するという、藩政自身の封建的身分秩序を重視することの宣言として注目される。いうまでもなく、勘定奉行を頂点とした地方支配の原則と、全般的種姓重視とは、ともに絡み合っただけで維持する役割を担うものである。また、牢番頭仲間の素性（種姓）を重視する宣言は、村内における牢番頭仲間がその地位や権威を回復の手掛かりを与えたという側面もある。その結果、幕末期に一時的に、頭仲間の肝煎任命という形が取られた。

幕末の米価高騰の中で、牢番頭頭取の借銀の強引な取立のため、村民17名が逐電し、村内の借主約300名が逐電するかもしれないという状態が発生し、元治元年（1864）～慶応元年（1865）に同村小前層が頭仲間頭取4家・肝煎を訴える村方騒動が起きている。すなわち、牢番頭頭取はその職務に関わる権柄・逸脱、および個人経営としての銀子貸しが告発され、村肝煎は村政運営の不正・不公平、組頭は牢番頭との馴れ合い等が告発され

た。幕末期になると、組頭中間以外の新しい反対勢力が岡嶋村の小前一統を代表して頭仲間（肝煎を含む）と対抗している。牢番頭の頭支配と村役肝煎の村政運営に対して小前層が体制批判の主体となった。牢番頭の権威は失われ、村内における牢番頭支配（＝手下の構造）は解もはや体寸前であると言えよう。

かかる動向は村政の近代化（手下構造の解体）に結実して行くのであり、封建的身分的秩序重視の方針はやがて一挙に放棄されざるを得なくなる。経済力を貯え、地位を高めた商業資本である組頭層が明治維新时期以降、副戸長を勤めるという形で村政を掌握し、リードしてゆく。

（3）藩政の動向とかわた身分の世界一領内「穢多仲間」

18世紀初めに牢番頭仲間の頭取（2名）が設置されたが、例えば、文化7年（1810）平兵衛・又五郎・吉右衛門・甚之丞の4人が「牢番頭頭取」とみえ、19世紀初め頃の牢番頭仲間の頭取は4人であった。この職は町奉行所から任じられた。

一方、領内（紀州口五郡と牟婁郡の一部）かわた村々に対する身分統制は、18世紀初め、勘定奉行の指揮下に元禄10年（1697）「穢多仲間就法式申渡覚」への誓約署名が実施されたのがはじまりであり、つづいて元禄12年「穢多仲間申合定書」（18ヶ条）の請印帳が作成され、草場権や皮革・博労流通を対象とした領内「穢多仲間」統制の仕組みが作られた。ただし、その後の展開は不詳である。

19世紀に入ると「御領分皮田村々締り方役頭取」が設置された。天保14年（1843）には、A専左衛門・A糸若・A吉右衛門が同役であった（Aは漢字2文字の姓。姓を名乗っている）。3年後に勘定奉行所から、牢番頭仲間のA為二郎が上記の3人に加え、「在中御取締方頭取」に任命された。勘定奉行支配下、18世紀末頃に、領内（ただし紀伊国北部紀ノ川筋）横断的な、かわた身分の村々を構成員とする「穢多仲間」が確立し、城付（城下）のかわた頭仲間の中から「村々締方蠟皮締方」頭取（「在中御取締方頭取」と同じ。4人）が任命され、営業統制を行った。すなわち、領内のかわた村々支配＝蠟皮支配のため勘定奉行管轄下に「締り方役」（4人）が設置された。これは頭仲間頭取と重なっており、19世紀に入る頃から、頭取と締方の両職は二元的な領主支配がかわた身分頭仲間の同一人が担う形で機能していた。

村政、地方支配においては（村内部と、藩

政担当勘定奉行系統の意向によって）牢番頭仲間が庄屋役から排除される動向が生じたが、幕末期に藩の皮専売制が採用される中で、領内のかわた身分集団（「穢多仲間」）の内部での、牢番頭仲間の地位は大きく上昇した。牢番頭仲間内部の頭取は自らを（藩専売制の庇護の下に）「締方役所」と自称し、専制的な力を誇示した。この頃「締方役所」から領内かわた村に出される諸文書には大変大きな文字で、「締方役所」の肩書を持つ有姓の頭仲間の名が記名されている。幕末期に藩の皮専売制の下で大きな力を持ち、藩政上では、紀の川筋のかわた村々はその指揮下にはあったが、皮革流通という経済面に注目すれば、統制力にかけける面もあり、締方役所の名前や頭仲間の自己表記の大きさは裏腹に、牢番頭仲間は領内単一の専制的な頭ではなく、相対的な存在に止まった。近世初期においては弱小であった城下隣接地のかわた村は、次に述べる役負担に伴う地位の上昇等によって、ナンバー1となったが、それでもなお、図抜けた頭には到達しなかった。

（4）風俗統制

文化7年（1810）12月、評定所で上述の村方騒動の吟味裁定がなされたのとはほぼ同時に、村方締方を強化する措置がなされた。

同年12月付けの「岡嶋皮田村・西浜非人村之奴共江申渡し写」には、「両村之奴共」「村役人共たり共」は牢番頭の手下であることの確認とともに、従来、村方締方として「村定請合判形帳」が作成されていたが、近年の不取締への対処として、この年より「毎正月、両村之奴共へ牢番頭・長吏より申渡し」方式に変えられた。この「申渡し」では大変侮蔑感の強い身分表現（「穢多」称、「奴」称）が頻繁に使用され、岡嶋村（かわた身分）・西浜非人村への身分規制、蔑視が強化された。「諸士・御奉公人」「百姓・町人」―「穢多・非人共」という身分秩序が強化された。この身分統制の強化は先の評定所吟味・口達と同時進行した。

つづいて、天保12年（1841）10月、「岡嶋皮田・今福非人共取締」つまり城下町隣接の「穢多・非人共」に対する身分統制強化の触が、翌月11月には「在中穢多・非人共取締」の触が出された。前者の内容は「一、穢多・非人共諸士奉公人へ途中行合之節者片寄控居可申事、百姓・町人行合候節も片寄少しも妨ニ不相成様可致事」等10ヶ条で、後者は「一、在中穢多并宇治下河原ニ罷有候非人共、若山へ罷出候節勿論、在中ニ而も諸士御奉公人行合之節片寄控居可申事、百姓町人行合之

節も片寄、妨ニ不相成様可致事、」「一、右奴共（在中穢多非人）夕七ツ時限御城下江入込之儀不相成候、向後御城下并在中ニ而酒屋・煮売屋表等ニて酒肴給候儀不相成候」など6ヶ条で、後者は伊都郡でも確認されており、全領内に触れられた可能性がある。いずれも和歌山城下町への出入りに関することがらが中心となっている。また「穢多・非人」の服装・履物等、風俗に関して事細かに規制しているが、城下等での「市在共、在家江入交り、悪弊増長」が問題視されている。19世紀には、とりわけ城下町世界において「在家」（町人・百姓）の生活空間とかわた身分の生活空間とが重なり、接触機会が拡大し、トラブルが多発したことが窺われる。非人身分については勸進（物乞い）にともなう摩擦が問題となっていた。人口集中空間城下町での規制においては、身分間の貴賤・軽重等の封建的価値基準で秩序化が図られた。身分秩序を極端に強調する藩の触が出される背景には、観念世界の争闘ではなく、現実世界の紛争・混乱があった。

この触の内、城下入込遅刻規制条項については、前掲文化7年の触にも「一、穢多非人村之男女共、夕七半時限御城下江入込」禁止と「一、穢多并非人村之奴共、御城下之酒屋并煮売屋表等ニ而、酒肴」禁止がみられ、天保年度には両箇条が結合された。つまり取締の内容はほぼ文化7年に城下岡嶋かわた村を対象として確定され、これが天保12年に「在中穢多非人取締」として領内（郡中へ）に広げられ、身分法として普遍化された。「奴共」という表現も文化7年から使用され始めている。

なお、同年8月には同藩の勘定奉行から領内へ音信・贈物等禁止の儉約令が出されており、上記の「穢多非人取締」も紀州徳川藩における天保の改革政治の一環と理解され、さらに、「穢多・非人」という併称（身分称使用法の特徴）から、関東の弾左右衛門支配を主眼とする幕府の身分統制策の影響、つまり天保改革の全国的影響をみる事が出来る。

（5）役負担（召捕と内聞御用）

従来、城下町の警察業務（町廻り・召捕等）は町奉行所の指揮下で牢番頭仲間が従事し、郡中の警察業務は17世紀末頃より、勘定奉行一代官の指揮下、「大庄屋―惣廻り―非人番」の体制で行われていた。18世紀末頃ないしは19世紀になると牢番頭仲間が、在方のかわた村に限らず、在中＝郡方村々の召捕等の業務に関わるようになった。それまで在中の警察業務は大庄屋によって指揮され、惣廻

り・非人番によって遂行されていたが、犯罪の増加、紛争の多発に対し、勘定奉行所公事方の指揮下、牢番頭の在方警察業務への関与が強まっていった。

また文政 10 年 (1827 年) 頃から、牢番頭頭取に「内聞御用」が命じられた。この役は公事方吟味筋で「口六郡在々之内公事出入、且年分縫事等」「縫レ事真偽内聞、其余都而内聞」する、詰まり内偵、情報収集する「御用筋」である。牢番頭頭取吉右衛門が勘定奉行所公事方へ願い出て認められた。なお、郡中の「皮田共公事出入」だけでなく「都而」詰まり百姓身分の事件も対象で、「内聞」＝内偵に加え、上記の召取がセットとなっていた。城下町業務が、郡中(在方)に拡大しており、明らかに牢番頭仲間の業務拡大である。すなわち郡中への入込、内聞、召捕は頭仲間にとっては名誉ある業務拡大であった。勘定奉行所公事方からするとそれは警察権の強化の一環であった。ちなみに文政 3 年 5 月 24 日の吉右衛門の「町方密事風聞、猶又岡牢屋諸締り方頭取」への就任が経験となっていたと推測される。

このような状況に対して、前述の「穢多・非人」への触書が出された天保 12 年 (1841) 5 月頭仲間の郡中内聞・召捕役が廃止された。理由を明記した史料はないが、牢番頭仲間権限慎重への掣肘であろう。その後、弘化 2 年 (1845) 無宿・在方かわた身分の召捕のみが復活されたが、嘉永 6 年 (1853)、再び「已前之通召捕方御用」が命じられるよう請願した。その願書には「私共義も往古より諸御用数代血縁ヲ以相続仕相勤罷在候処、件之通減役仕候而ハ千万歎ケ敷」しい、「非常御用向等之節ハ格別役威無之候而ハ不都合」と述べられ、減役＝衰退の危機が表明されている。

牢番頭頭取は、安政 2 年 (1855) ～文久元年 (1861) の間、1 年限り在家・無宿の召捕許可をえて探索業務に従事した。探索はするが召捕＝逮捕は大庄屋の指揮下、惣廻り非人番が担当したと推測される。これは、牢番頭仲間を初め、業務に従事するかわた身分の行動がトラブルを多発したために、業務従事を停止し、百姓・町人身分との接触機会を無くしたのであろう。しかし、城下における犯罪捜査・召捕は、犯人が郡中に逃げ込む等の事情により、城下町と郡中の二元的警察機構には限界があり、身分原理に依拠した牢番頭仲間の業務従事を全面的に廃止することは未だできなかった。身分原理による牢番頭仲間とその手下の警察制度は、明治新政府の下、地方の名望家に依拠した捕亡制度の実施で解消される。

また天保 12 年 (1841) 5 月 郡中かわた追放の節、従来かわた牢番頭仲間が担当していた見干才領業務が、惣廻り非人番に交替させられている。これについても嘉永 5 年 (1852) 3 月に復活を願い出て、評定所で審理されたが却下されている。これは刑(追放刑)執行業務の一部であるが、牢番頭仲間依拠からの脱却動向であろう。

(6) 役負担(牢番役)

牢屋制度の運用に関して、まず享和元年 (1801) 頃、従来、在中科人は在中で入牢していたが、城下の「岡牢へ入牢」となった。評定所吟味が多くなった結果、牢番頭仲間は入牢者吟味や引纏いに従事することが多くなり、負担増となった。町奉行所の他、勘定奉行所公事方・寺社奉行・目付という多くの役所から牢番頭に指示がなされるようになった。文政 11 年 (1828) の「牢舎名前出入帳」によると、約 6 割が郡下の大庄屋から送られてきた入牢者だった。このように入牢者の増大にともなう牢番役業務が増加することによって、文政 5 年 (1822) 頃以降、実質的に岡の牢屋を預かる頭仲間が、自らを「岡役所」と呼ぶようになっている。牢番業務の拡大が領主的地位に接近したという意識を生み出した。

牢番頭は 3, 4 人で城内勤務と組み合わせて牢番業務に従事したが、彼らの他、嘉永元年 (1848) 頃、常雇いの常番が 3 人いた。彼らにはそれぞれ給銀 120 目、付加手当銭 72 貫文が岡嶋村から支給され、牢番役が岡嶋村(頭+手下)身分集団の負担業務であったことを示している。嘉永 2 年 (1849) の場合、牢屋加番(毎日昼夜 6 人)人足は年延べ 2160 人、入牢者引纏い等 3000 人が村加番(村方負担)であった。あまりに多労働のため賃金支給を訴願した。

これより先、上述の召し捕り業務停止等があった天保 12 年 (1841) に岡嶋村への牢屋加番が中止となり、近在のかわた村に有償で賦課された。3 年後に岡嶋村に復活されたが、有償ではなかった。おそらく頭仲間の利益が優先されたのであろう。しかし上記のように大量の課役のため、弁当代要求となった。

天保 12 年頃、城内・牢番・吟味座の勤務には牢番頭仲間の中心 3 人がおおむね均等に(昼夜 3 交替で)勤務した。吟味座への出勤は、年におおよそ 60 日程度で、弁当代が支給された。牢番の場合は長時間であり、深夜勤務を含んだ番賃は 4 倍であった。

明治 2 年 (1868) 新政府下和歌山藩では刑法局が設置され、牢番頭仲間は「刑法局御役

所第壹番組」配下となり、徒刑人を管理し、徒刑人脱走者を召捕る等の業務に従事したが、明治4年(1871)を境に監獄制度は緩やかに改変され、身分と切り離された。

(7) 無宿の増加と身分—近代の見通し—

城付かわた村では、19世紀半ば頃人口は約700軒・3000人という大規模な都市的密集性をともなった集住形態となった。嘉永5年(1852)の洪水や、慶応4年(1868)の諸物価高騰という自然災害、社会変動、経済変動によって、同村の労働販売層や、経済基盤の弱い小商品生産者は大きな打撃を受けた。19世紀には生計困難、経営困難にあった人達が無宿として析出され、また例えば幼少期両親病死等の理由で家出—非人化—人別除帳—無宿というようなサイクルが進行した。19世紀には把握された人口の拡大も多かったが、人別改めから脱落する傾向も顕著となった。例えば嘉永7年(1854)「岡嶋皮田瀬蔵倅追放立帰無宿捨松」と「同村追放無宿善之助」は「悪事之品」嫌疑で大坂京町堀五丁目の借家へ出入りしたところを召し捕られた。両者はともに岡嶋村出身で(追放の上)無宿であった。善之助は紀州安藤家来岩瀬善十郎の娘で、嘉永5年に善之助と夫婦となっている。追放された後は無宿となる以外なかったが、領外で身分違いの結婚を実現している。要するに無宿化＝身分社会から脱落を通じて従来の身分社会からの解放を実現している。

なお、無宿の増大化は、例えば文政11年(1828)～同14年の入牢者の4割は無宿(かわた村出身の無宿を含む)であり、天保飢饉時を挟む天保3年(1832)～同9年の溜収容者の約半分は無宿・無宿非人であった(内4分の1はかわた村出身)。このように無宿化は城下町・領内、百姓・町人身分の区別なく進展していた。新たな貧困層＝無宿において身分区別は意味を持たない。かかる状況が大きく進展しつつあった。

しかし、新政府下の明治2年(1869)和歌山藩の触に「皮田奴」との表現があり、旧来の下位者を侮蔑する意識が濃厚である。これは単なる意識の問題ではなく、新政府が直面する非人・乞食対策、物乞・勧進否定、近世の勧進容認社会からの脱却という政策と関係していた。新政府は明治4年前後に非人調査を命じ、勧進否定の厳しい対策を行い、さらに明治4年の国家的な措置(賤称廃止令、解放令)を実施した。しかし一方で、社会全体の貧困者拡大の中で、乞食活動を伴う貧困なかわた身分に対する卑賤意識が、かわた身分全体に拡張されたり、社会の貧困層全体の

中でことさらかわた身分への種姓性が強調されたりする事態も広がった。

以上、19世紀の初め60年間(江戸後期、幕末期)の社会全体の変動の中で、かわた村やかわた村世界(村々)においても内部的な変化が大きくなり、かつ役負担においても変更が必然化し、近世賤民制が解体への道を歩んでいた。本研究では、紀州の「城付かわた村」地域に絞って17,18世紀のかわた身分制度が大きく変容する過程、役負担を中心とする制度の解体過程を具体的に解明した。畿内他地域の分析、比較分析は出来なかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

- ① 藤本清二郎、近世かわた身分牢番頭の行刑役、和歌山大学教育学部紀要—人文科学—、査読無、第63集、2013年、pp.179-193
- ② 藤本清二郎、近世身分社会の牢と牢番役、紀州経済史文化史研究所紀要、査読有、第33号、2012年、pp.1-40
- ③ 藤本清二郎、天保期における城下町「溜」の正確と機能、紀州経済史文化史研究所紀要、査読有、第32号、2011年、pp.1-30
- ④ 藤本清二郎、城下町世界の勧進者、塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂、査読有、2010年、pp.245-291
- ⑤ 藤本清二郎、「城付かわた村」体制の解体過程、部落問題研究、査読有、第193号、2010年、pp.105-135

[図書](計2件)

- ① 藤本清二郎、近世身分社会の仲間構造、部落問題研究所(京都)、2010、全400頁、単著
- ② 白川部達夫他編、〈江戸〉の人と身分2—村の身分と由緒—、吉川弘文館(東京)、2010年、全219頁、分担執筆 pp.183-212

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤本 清二郎 (FUJIMOTO SEIJIRO)
和歌山大学・教育学部・教授
研究者番号：40127428